

改正

平成30年11月30日告示第77号

令和元年6月28日告示第7号

洲本市移住及び定住のための空き家入居支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、予算の範囲内において、市内に存する空き家の利活用を支援することにより、空き家の解消及び流動化を図り、もって安全安心な住環境を整えるとともに、田舎暮らしを始めとする都市部の住民の市内への移住及び定住を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 洲本市空き家バンク設置要綱（平成24年洲本市告示第58号。以下「設置要綱」という。）第2条第1号の空き家をいう。
- (2) 所有者 設置要綱第2条第2号の所有者をいう。
- (3) 空き家バンク 設置要綱第2条第3号の空き家バンクをいう。
- (4) UJIターン者 第6条第1項に規定する申請の時点（以下「申請時」という。）において、洲本市、南あわじ市及び淡路市（以下「島内3市」という。）の区域内に住所を有しない者又は洲本市の区域内に住所を有する者であって現に島内3市に居住していないものをいう。
- (5) 補助事業者 第7条第1項に規定する補助金の交付の決定を受け、補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）を行う者をいう。

(補助対象となる空き家)

第3条 補助金の交付の対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、設置要綱第5条第6項の登録を受けた空き家（以下「登録空き家」という。）又は登録空き家以外の空き家（以下「一般空き家」という。）であって、補助事業者が購入し、又は賃貸を目的とするものに限るものとする。この場合において、総延べ床面積のうち居住部分を2分の1以上有する店舗併用住宅は対象とし、不動産事業者等が営利目的で販売し、又は賃貸する新築又は未入居の物件及び集合住宅は対象としない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げるとおりとす

る。

(1) 申請時に20歳以上のU J I ターン者であって、次のいずれにも該当するもの

ア 空き家を購入した者又は市内に転入してから2年未満の者（申請時前3年以内に住所を3回以上変更した者を除く。）

イ 第10条第1項に規定する実績報告の時点において、補助対象空き家に生活の本拠を有し、かつ、市の住民基本台帳に当該補助対象空き家の所在地が住所として記録されている者

(2) 空き家を専らU J I ターン者の住居として賃貸しようとする当該空き家の所有者

2 前項の規定にかかわらず、第6条第1項の規定による申請をする者が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事由に該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

(1) 個人 当該個人又は当該個人と同一の世帯に属する者が洲本市税等の滞納者に対する補助金等の交付の制限に関する規則（令和元年洲本市規則第1号。以下「規則」という。）第3条第1項に規定する市税等の滞納者である場合

(2) 法人 当該法人が規則第3条第1項に規定する市税等の滞納者である場合
(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 本事業における補助の対象となる経費及び補助金の額については、別表のとおりとする。

2 別表の1の費用以外の費用については、次条に規定する申請を行う年度の4月1日まで遡って補助対象とすることができる。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助対象者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 市歳入金情報に関する同意書（規則別記様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請に当たっては、当該申請の内容が別表の1の工事を行うもので、その費用を計上しているものでなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、過去に次条の規定による交付の決定を受けた補助対象者及び補助対象空き家については、改めて申請できないものとする。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条第1項に規定する申請があった場合において、速やかに、その内容の審査し、補助金の交付の適否を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第3号）により補助事業者

に通知するものとする。

(補助事業の変更の申請)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容等を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、直ちに補助事業変更申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助事業の変更の承認)

第9条 市長は、前条に規定する変更申請があった場合において、速やかに、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査により、補助事業の変更、中止又は廃止を承認したときは、補助金交付変更決定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書(様式第6号)
- (2) 収支決算書(様式第7号)
- (3) 住民票の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類の提出期限は、補助事業の完了の日から30日を経過した日又は補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する実績報告があった場合において、速やかに、その内容及び成果の審査並びに必要なに応じて行う実地調査その他の調査により検査し、合格と認めるときは、交付する補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後、補助金を交付するものとし、補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、その取消に係る補助金を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

- (2) 本事業により補助金の交付を受け整備した空き家（以下「整備空き家」という。）を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の暴力団員若しくは風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項の風俗営業者その他これらの者が関与する団体若しくは宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の宗教団体又は公序良俗に反する活動を行うものの使用に供したとき。
- (3) 次条の規定に違反したとき。
- (4) その他補助事業に関し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反し、又は市長の指示に従わなかったとき。

（遵守事項）

第14条 第4条第1号の規定により補助事業者となった者は、整備空き家を原則として補助事業が完了した年度の翌年度（以下「基準年度」という。）から起算して10年以上自己の居住の用に使用しなければならない。

2 第4条第2号の規定により補助事業者となった者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 整備空き家を原則として基準年度から起算して10年以上専らU J I ターン者の住居として賃貸すること。
- (2) 補助事業の完了の日から半年以内にU J I ターン者を整備空き家に入居させるため、必要な情報発信その他活動を自ら積極的に行うこと。
- (3) 前号に規定する期間が経過してもなお整備空き家が未入居となる場合は、継続してU J I ターン者の入居を促す努力を行うこと。
- (4) 前号に規定する場合において、設置要綱第5条第6項の登録を受けること。ただし、設置要綱第5条第5項の規定により申込みが却下された場合は、この限りでない。

（協力の要請）

第15条 市長は、補助事業者に対し、補助事業の完了後、田舎暮らしその他の移住及び定住施策の推進のために必要な助言その他の協力を求めることができる。

（報告の聴取）

第16条 補助事業者は、市長から整備空き家に関する使用状況等について報告を求められたときは、これに応じなければならない。

（財産の処分制限）

第17条 補助事業者は、やむを得ない理由により、基準年度から起算して10年を超えない場合にお

いて、整備空き家の売買その他処分を行うときは、市長に報告し承認を得なければならない。

(重複受給の禁止)

第18条 この補助金は、市が交付する他の補助金と重複して受けられないものとする。ただし、補助対象経費について他の補助金との重複が避けられる場合は、この限りでない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年11月1日から施行する。

附 則 (平成30年11月30日告示第77号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月28日告示第7号)

(施行期日)

1 この告示は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前のそれぞれの告示の規定により行われた交付の申請等に係る補助金等については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際、この告示による改正前のそれぞれの告示で定められた様式による用紙で、現に残存するものは、所要の改正を加え、なお使用することができる。

別表 (第5条関係)

補助対象項目	補助対象経費	補助対象外経費	対象事業費	補助率	補助限度額		
					購入物件		賃貸物件
					登録空き家	一般空き家	
1 空き家の機能回復又は設備改善のための工事に要する費用	(1) 建物本体工事費 (2) 屋根のふき替え又は修繕に係る工事費	(1) 外構工事費及び建物本体以外の工事費 (2) 下水道又は浄化槽に係	10万円以上	3分の1	上限80万円	上限40万円	上限40万円

	<p>(3) 水回り (台所、風呂 又は便所をい う。) 工事費</p> <p>(4) 電気工事 費</p> <p>(5) 内外壁工 事費</p> <p>(6) クロス張 り工事費</p> <p>(7) その他こ れらに類する 工事費</p> <p>注 上記の補助 対象経費に係 る工事につい ては、その工 事を請け負う 施工業者が市 内に事務所又 は事業所を有 する法人又は 個人であるも のに限る。</p>	<p>る次に掲げる 経費</p> <p>ア 申請手続 費用及び検 査費用</p> <p>イ 公共ます 又は放流ま すから建物 側の配管に 係る工事以 外の工事費</p> <p>(3) 市の助成 を受けた浄化 槽、太陽光発 電設備その他 の設備の設置 及び整備に係 る費用</p> <p>(4) ビルトイ ン式以外の設 備機器及び家 財道具(電化 製品を含む。)</p>					
2 空き家の家 財等の撤去又 は処分に要す る費用	<p>(1) 撤去費</p> <p>(2) 処分費</p> <p>(3) 保管料</p> <p>注 上記の補助 対象経費につ</p>	<p>自家処分する場 合の人件費及び 機器、車両その 他の機械器具の 借上料</p>	—	3分の 1	上限5 万円	上限5 万円	上限5 万円

	いては、専門業者に依頼する場合に限る。						
3 空き家の登記に要する費用	登記申請に係る司法書士又は土地家屋調査士への報酬	登録免許税その他の公租公課	—	3分の1	上限3万円	上限3万円	上限3万円
4 空き家への移転（引越し）に要する費用	（1）移転費（引越代） （2）運搬費 注 上記の補助対象経費については、専門業者に依頼する場合に限る。	自家搬送する場合の人件費、交通費、燃料費及び車両の借上料	—	3分の1	上限5万円	上限5万円	—
5 空き家の内覧又は現地確認に要する費用	空き家の内覧又は見学に要する交通費	（1）車両等の借上料 （2）燃料費 （3）食糧費	—	3分の1	上限2万円	上限2万円	—
6 空き家の購入に係る媒介契約時に要する費用	空き家の購入に係る媒介契約時に媒介事業者へ支払う媒介手数料	空き家の売主側が媒介事業者へ支払う媒介手数料及び物件調査費	—	3分の1	上限5万円	上限5万円	—

注 全ての補助対象項目について、支払の事実を証明する書類を提出できないものは、補助対象経費として認めない。

補助金交付申請書

年 月 日

洲本市長 様

住 所 （〒 - ）

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

F A X _____

電子メール _____

洲本市移住及び定住のための空き家入居支援事業補助金を申請したいので、洲本市移住及び定住のための空き家入居支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係資料を添えて申請します。

1 申請事業類型 購入（登録空き家／一般空き家）／ 賃貸

※上記類型のいずれかひとつに○を記入してください。

2 補助申請額 _____ 円

3 申請補助対象項目 _____

※要綱別表（第5条関係）の補助対象項目番号を上記に記入してください。

4 事業予定期間 （着手予定） 年 月 日

（完了予定） 年 月 日（ _____ 日間）

5 添付書類

収支予算書（様式第2号）、市歳入金情報に関する同意書（洲本市税等の滞納者に対する補助金等の交付の制限に関する規則別記様式）、設計図書（業務内容内訳書）、各種見積書及び領収書、契約書及び建物登記簿の写し、カラー写真（日付入り）その他市長が必要と認める書類

収 支 予 算 書

1 収入

（単位：円）

内 容	金 額	備 考
市補助金	円	
自己資金	円	
そ の 他	円	
合 計	円	/

2 支出

（単位：円）

内 容	金 額	備 考 ※既に支払済みの場合はその旨記載してください。
1 空き家の機能回復又は設備改善のための工事に要する費用	円	/
2 空き家の家財等の撤去又は処分 に要する費用	円	
3 空き家の登記に要する費用	円	
4 空き家への移転（引越し）に 要する費用	円	
5 空き家の内覧又は現地確認に 要する費用	円	
6 空き家の購入に係る媒介契約 時に要する費用	円	
合 計	円	/

※収入と支出の合計金額が同じになること。

洲本市長 様

住所

氏名 _____ 印

補助事業変更申請書

洲本市移住及び定住のための空き家入居支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、洲本市移住及び定住のための空き家入居支援事業の内容の変更を申請します。

1 交付決定年月日及び番号 _____ 年 月 日付け 第 _____ 号

2 事業変更内容

※事業内容の変更を説明する資料を添付すること。

様

洲本市長



補助金交付変更決定通知書

洲本市移住及び定住のための空き家入居支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 変更決定内容

2 交付決定額 _____ 円

※ 新たに登録内容の変更が生じる（生じた）場合は、同様に変更の手続をその都度行うこと。

洲本市長 様

住所

氏名 _____ 印

補助事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた、洲本市移住及び定住のための空き家入居支援事業について、次のとおり、洲本市移住及び定住のための空き家入居支援事業補助金交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて、実績報告をします。

- 1 補助金額 _____ 円
- 2 交付決定年月日及び番号 _____ 年 月 日付け 第 _____ 号
- 3 事業期間 _____ (着手日) 年 月 日
_____ (完了日) 年 月 日 (_____ 日間)

4 添付書類

収支決算書（様式第7号）、住民票の写し、各種請求書、領収書、契約書及び建物登記簿の写し、カラー写真（日付入り）その他市長が必要と認める書類

収 支 決 算 書

1 収入

（単位：円）

内 容	金 額	備 考
市補助金	円	
自己資金	円	
そ の 他	円	
合 計	円	

2 支出

（単位：円）

内 容	金 額	備 考 ※既に支払済みの場合はその旨記載してください。
1 空き家の機能回復又は設備改善のための工事に要する費用	円	
2 空き家の家財等の撤去又は処分等に要する費用	円	
3 空き家の登記に要する費用	円	
4 空き家への移転（引越し）に要する費用	円	
5 空き家の内覧又は現地確認に要する費用	円	
6 空き家の購入に係る媒介契約時に要する費用	円	
合 計	円	

※収入と支出の合計金額が同じになること。

第 号
年 月 日

様

洲本市長



補助金交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった、洲本市移住及び定住のための空き家入居支援事業補助金の交付については、次のとおり確定したので、洲本市移住及び定住のための空き家入居支援事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

1 補助金交付確定額 _____ 円

洲本市長 様

住所

氏名

⑩

補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた、洲本市移住及び定住のための空き家入居支援事業について、次のとおり、洲本市移住及び定住のための空き家入居支援事業補助金交付要綱第12条の規定により請求します。

1 請求額 _____ 円